

区分変更申請の精査について

近年、介護需要の増加に伴い、本市への要介護等認定申請も増加傾向にあります。

申請件数が増加することで、審査判定に係る事務的経費の負担増（1件あたり約1万円）はもちろんのこと、介護認定調査の日程調整が難航したり、結果通知までの日数が遅れる等の弊害が生じています。介護サービスの利用を全く希望しない方の申請や、あまり状態像が変わらない方の区分変更申請をするケースが目立ち、適正化の余地があるものと考えております。

ついては、参考として下表のとおり区分変更申請に占める区分変更却下等の年度別割合をお示いたしますので、**区分変更申請にあたっては、必要性を十分に精査したうえで**行ってください。

要介護認定に対する、御本人様、御家族様からの不服を受けた場合等、対応に苦慮されることも多いなか誠に恐縮ではございますが、趣旨を御理解いただき、御協力くださいますようお願い申し上げます。

【表の見方】

ア	…	対象年度中の区分変更申請件数です。今回は申請取下げ者数等を除外しているため、本市が他に申請件数の実績として発表する数値とはズレがあります。
イ、ウ	…	区分変更申請件数に占める、状態の改善又は悪化の理由別申請件数です。本通知では、特に悪化を理由とした申請について取り上げています。
エ	…	区分変更申請にもかかわらず、認定調査票及び主治医意見書からコンピューター判定した【一次判定】が、変更申請前の介護度と同じだった件数です。
オ	…	区分変更申請が却下となった件数です。 「あまり状態像が変わらなかった区分変更申請」が多く含まれるものと思われます。
カ	…	一次判定結果が変更申請前の介護度と同じだったものの、審査会にて重度変更されたものです。数値上は重度化の判断ができないため、家族やCM等、認定調査立会人の意見や、主治医意見書の記載内容が非常に重要になります。
キ	…	一次判定結果が変更申請前の介護度より軽度化していたが、審査会判断で重度化変更し、区分変更申請を却下した件数です。 重度化判定を期待した申請ですが、軽度化判定の恐れもあります。変更申請前の介護度についても、審査会判断で重度変更していたケースも多くあります。申請は御本人の状態に合わせ、介護認定審査会資料も確認のうえ、検討願います。

【表】区分変更申請に占める区分変更却下等の年度別割合

区分		H30		H31		R2		R3		R4	
ア	区分変更申請件数合計※	697		778		820		849		907	
イ	改善を理由とする申請	20		35		27		31		31	
ウ	悪化を理由とする申請 (A)	677		743		793		818		876	
エ	(A)のうち、一次判定が前回結果と同じ判定になった者 (B) また、(A)に占める割合	88	13.0%	79	10.6%	84	10.6%	91	11.1%	112	12.8%
オ	(A)のうち、申請却下者 (C) また、(A)に占める割合	42	6.2%	44	5.9%	41	5.2%	45	5.5%	48	5.5%
カ	(B) - (C) ※一次判定からは区分変更申請却下となるべきところ、審査会判断にて重度変更された件数 また、(B)に占める割合	46	52.3%	35	44.3%	43	51.2%	62	68.1%	64	57.1%
キ	(C)のうち、一次判定が前回結果を下回ったが、審査会判断にて重度変更し、前回と同じ結果にした者 また、(C)に占める割合	10	23.8%	11	25.0%	17	41.5%	16	35.6%	12	25.0%

※ 申請取下げ者及び64歳以下の生活保護受給者を除く